

航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）

(2) 業務の目的

LCC成田路線の維持・拡充のためには、高知県在住者の送客需要を喚起していく必要がある。

ジェットスターが若年層向けに積極的に展開している web や SNS を活用した広報に加え、幅広い世代に向けて、有効な広告媒体を選定して広報を実施するとともに、航空運賃の安さ・東京都内へのアクセスの利便性などを訴求し、リピーターの獲得を図ることで送客需要の喚起につなげる。

(3) 業務内容

別途定める「航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）プロポーザル仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年1月31日まで

2 見積限度額

6,129千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま承認することを約束するものではない。

選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な条件などの具体的な協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。

なお、14日以内（県の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと
- (6) 県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 質疑と回答

質疑は、令和5年8月10日（木）午後5時（必着）までに別紙様式1により持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX又は電子メールで受け付ける。なお、FAXと電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容については、令和5年8月14日（月）までに、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課ホームページに掲載する。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付時間外の質疑は受け付けない。

7 参加申込及び資格要件の審査

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書（別紙様式2-1）に参加資格審査書類を添えて申込を行うこと。申込に当たって提出する書類を次表に示す。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	提出部数
2-1	参加申込書	1部
2-2	法人の概要書	1部
2-3	事業実績一覧表	1部
	都道府県税全てに係る納税証明書	1部
	消費税及び地方消費税の納税証明書	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

② 提出期限
令和5年8月10日（木）午後5時（必着）

③ 提出先
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課 TEL：088(823)9341

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を令和5年8月14日（月）までに申込者へ電子メール又は郵送にて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及びその理由を書面により通知する。
通知を受けた者は、通知書を受領した日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、県に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 県は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8 企画提案書の作成及び提出

別途定める「航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

(1) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 提出期限
令和5年8月21日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課 TEL：088(823)9341

9 審査

別途定める「航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）プロポーザル審査要領」に基づき審査を実施する。

10 審査結果

審査結果は、審査委員会の後、全ての参加者に通知文書を発送する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

11 日程（予定）

令和5年 7月31日（月） 募集開始
8月10日（木） 参加申込書及び資格確認書類、質疑書の提出期限

8月14日(月)	資格確認結果の通知、質疑書の回答
8月21日(月)	企画提案書の提出期限
8月下旬	審査委員会(プレゼンテーション)
8月下旬	審査結果通知、契約の相手方と委託内容の協議等
8月下旬	委託契約書の締結

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、必要に応じて複写等(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する。

なお、事業を営むうえで、競争上、又は事業運営上の地位その他利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出すること。

開示・非開示の判断は、様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

[参考：高知県情報公開条例]

⇒<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-johokoukai-index.html>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

13 問い合わせ先

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課

担当者：安藤

TEL：088-823-9341 FAX：088-823-9526

E-mail：070301@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事由

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)

を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

(2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

(3) 次の各号に該当した場合は、提案者は失格になることがある。

- ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ③ プロポーザルの手続きの過程で、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(様式2-1)

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）公募型プロポーザル募集要領に基づき、航空路線利用促進事業委託業務（成田路線）に関するプロポーザルに参加を申し込みます。また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

社名・部署名 _____

担当者職氏名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

e-メール アドレス _____

(様式2-2)

法人の概要書

法人名		
所在地	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
資格要件	高知県内に主たる事業所を置く者	ない・ある
	高知県における入札参加資格者名簿（物品購入等）への登録または登録の予定がされている者	ない・ある
	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当	ない・ある
	高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止	ない・ある
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置	ない・ある
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当	ない・ある
	県税の滞納	ない・ある
	消費税及び地方消費税の滞納	ない・ある

(様式2-3)

事業実績一覧表

(同種、類似業務の他、これまでの主な実績について簡単に箇条書きのこと)

※国又は地方公共団体との間において過去2年間に同種、同規模の複数の契約実績があれば契約書(変更契約書を含む)の写しを提出すること。

(様式3)

提案内容の非開示に関する申立書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地
事業者名
代表者名

印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。